

# 情報セキュリティインシデントに対応するための情報ネットワークシステムの停止及び再開に関する取扱いについて

制 定 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この取扱いは、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における情報セキュリティインシデント（以下「インシデント」という。）に対応するため、和歌山工業高等専門学校サイバーセキュリティ管理規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(情報ネットワークシステムの停止)

第2条 本校においてインシデントが発生し、重大な事態の発生に繋がるおそれがあると情報セキュリティ推進責任者（以下「推進責任者」という。）が判断した場合は、直ちに情報ネットワークシステムの停止を命ずるものとする。ただし、インシデントの状況等により、緊急を要すると情報管理室が判断した場合は、推進責任者の判断によらず、直ちに情報ネットワークシステムを停止することができる。

2 前項の規定に基づき、情報ネットワークシステムを停止した場合は、校内放送により学内に周知するとともに、速やかに情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

3 推進責任者は、情報ネットワークシステムに脆弱性の問題が発生した場合は、関係各所に事前通告のうえ、情報ネットワークシステムの停止を命ずるものとする。

(情報ネットワークシステムの再開)

第3条 推進責任者は、前条の規定に基づき、情報ネットワークシステムを停止した場合で、すべての問題が解決した場合は情報セキュリティ責任者に報告し、情報ネットワークの再開を命ずるものとする。

2 推進責任者は、情報ネットワークシステムを再開した場合は、直ちに学内に周知する。

附 則

この取扱いは、令和6年4月1日から施行する。